

○東京藝術大学国際交流会館使用細則

〔平成7年12月21日〕
制 定

改正 平成16年4月1日 平成25年10月24日
平成27年10月1日 令和元年12月19日

(趣旨)

第1条 この細則は、東京藝術大学国際交流会館規則（以下「規則」という。）17条の規定に基づき、東京藝術大学国際交流会館（以下「会館」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入居の願い出)

第2条 規則第8条第1項の規定により願い出るときは、原則として入居を希望する日の1か月前までに入居許可申請書（別紙様式第1号）を提出するものとする。

(入居許可通知書の交付)

第3条 規則第8条第2項の規定により、入居を許可したときは、入居許可通知書（別紙様式第2号）を交付する。

(入居手続)

第4条 規則第8条第3項の規定による入居の手続に必要な誓約書（別紙様式第3号）は、入居する日の前日までに提出するものとする。

- 2 入居を許可された者は、入居許可期間の初日から10日以内に入居しなければならない。ただし、特別な理由があると認められるときはこの限りでない。
- 3 入居したときは、直ちに入居届（別紙様式第4号）を提出しなければならない。

(入居期間の延長)

第5条 規則第9条第2項に規定する入居期間の延長手続きは、入居期間延長申請書（別紙様式第5号）により、入居期間の満了の日の1か月前までに行うものとする。

- 2 入居期間延長の許可は、入居期間延長許可通知書（別紙様式第6号）によるものとする。

(寄宿料)

第6条 規則第10条第1項の規定による寄宿料は、東京藝術大学における授業料その他の費用に関する規則の定めるところによる。

- 2 前項の寄宿料は、毎月15日までにその月分を納付しなければならない。ただし、月の15日以降に入居するときは、その月の末日までに、月の15日以前に退去するときは、退去の前日までに納付するものとする。

(使用料)

第7条 規則第10条第1項の規定による使用料は、別表に定める。

- 2 前項の使用料は、毎月15日までにその月分を納付しなければならない。ただし、月の途中で入居するときは、入居の日から10日以内（月の20日以降に入居するときは、その月の末日まで）に月の15日以前に退去するときは、退去の前日までに納付するものとする。

(光熱水料等)

第8条 規則第11条の規定による光熱水料等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 居室の専用メーターによるその使用量に応じた経費
- (2) 共用施設に関し、居住者が負担する経費（以下「共益費」という。）

2 前項第2号に定める共益費は、寄宿料又は使用料と同時に納付しなければならない。月の途中で入居又は退去する場合であっても日割計算は行わない。

(退去処分)

第9条 規則第15条の規定による退去処分は、館長が交付する退去命令書（別紙様式第7号）により行う。

第10条 退去しようとするときは、原則として1か月前までに退去届（別紙様式第8号）を提出しなければならない。

第11条 入居者が会館内で集会・行事等を行うときは、事前に集会・行事届（別紙様式第9号）を提出しなければならない。

附 則

この細則は、平成7年12月21日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この細則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

1 この細則は、令和2年4月1日から施行する。

2 令和2年3月31日以前に入居し、引き続き入居する者の使用料の額は、この細則による改正後の第7条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第7条関係）

区 分	使 用 料
	月額 円
単 身 室	15,000
夫 婦 室	45,000
家 族 室	54,000